

今回のテーマ： 個人立診療所の事業承継について（親子間承継）－6

Q：この度息子に（個人立）診療所の経営を承継することになりましたが、所得税法上どのような届出が必要になりますか。また、保健所や関東信越厚生局へ提出するものがあればお教え願います。

A：医療法人と異なり、個人立診療所の場合は、事業を承継された者の廃業手続きと、事業を承継した者の開業手続きが必要になります。

1. 前院長の廃業手続き

まずは「個人事業の廃業届出書」を納税地の所轄税務署長へ（廃業があった日から1ヶ月以内に）提出する必要があります。また、不動産所得があったり、個人事業時代の赤字を今後の給与所得や不動産所得等と相殺するといった事情が無ければ、「所得税の青色申告の取りやめ届出書」も所轄税務署長に提出します。

2. 承継者の開業手続き

(1) 青色申告の選択

所得税の確定申告には、「青色申告」と「白色申告」とがあり、その選択は任意となっています。しかし、青色申告を選択するには、帳簿や証憑書類を備え付け、事業を承継した日から2ヶ月以内（事業を承継した日が1月1日から1月15日までの間にある場合には、承継した年の3月15日まで）に申請書を所轄税務署長に提出しなくてはなりません。

青色申告を選択すると、以下のような特典を受けることができます。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ①青色申告特別控除（10万円または65万円） | ②青色事業専従者給与の必要経費算入 |
| ③特定医療用機器等・環境設備等の特別償却 | ④貸倒引当金等の計上 |
| ⑤純損失の3年間繰越控除 | ⑥少額減価償却資産の（一時償却の）特例 など |

(2) 減価償却方法の選択

個人事業の償却方法は定額法が原則とされていますが、事業を承継した年の翌年3月15日までに届出書を所轄税務署長に提出することにより、定率用を選択することができます。定率法は初期段階で多額の償却費が計上されます。

(3) 源泉所得税の納期特例の選択

給与等の支払いをする事業者は、給与や賞与、税理士等報酬から源泉徴収を行い、その源泉所得税を原則として、徴収した月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。しかし、事務手続きの負担の軽減の観点から、給与の支給人員が常時 10 名未満の事業者については、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 兼 納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出することにより、提出した翌月から、1 月～6 月までの徴収分は 7 月 10 日までに、7 月～12 月までの徴収分は翌年 1 月 20 日までに納付すればよいこととなります。

3. 保健所・関東信越厚生局への手続き

前院長の手続き	承継者の手続き
【保健所】 <ul style="list-style-type: none">・診療所廃止届（廃止後 10 日以内）・診療用エックス線装置廃止届（10 日以内）・（必要に応じて）麻薬施用者業務廃止届（10 日以内） （相続による承継の場合には、開設者死亡届や医師等の登録抹消申請書も提出）	【保健所】 <ul style="list-style-type: none">・診療所開設届（開設後 10 日以内）・診療用エックス線装置備付届（10 日以内）・（必要に応じて）麻薬所有届（10 日以内）
【関東信越厚生局】 <ul style="list-style-type: none">・保険医療機関廃止届など	【関東信越厚生局】 <ul style="list-style-type: none">・保険医療機関指定申請書・保険医療機関訴求願や各種加算届など

*生活保護法指定医療機関、労災保険指定医療機関の廃止・指定申請書の手続きも同様に必要となります。